

令和7年4月以降の着工に伴う手続きおよび追加添付書類提出のご案内

株式会社 確認検査機構トラスト

令和7年3月18日

■確認済証を令和7年3月31日までに取得し、着工が令和7年4月1日以降となる場合の手続き



確認申請時の審査は、現行法（改正前）が適用されますが、施行日（令和7年4月1日）以降の着工であることから、改正法の適用を受けます。

上記の場合は、構造規定や省エネ基準等の適合について、追加審査が必要となります。

令和7年4月1日以降、速やかに「旧四号特例廃止に伴う意匠図（LVS等）・設備図（給排水・電気・ガス等）」「構造規定が確認できる書類」及び「省エネ基準等の適合が確認できる書類（または省エネ適合判定申請）」の提出をお願いいたします。

※ 構造図書は着工までのご提出を推奨しております。また、省エネ関連図書（または省エネ適合性判定書）等は上棟までにご提出ください。

■追加添付図書の届出方法について

弊社ホームページから「法改正に基づく追加添付書類 届出書」をダウンロードいただき、届出書を表紙として必要書類を添付の上、ご提出ください。

提出方法は、弊社窓口（402号室）または郵送にて受け付けております。

なお、確認申請時にWEB申請をご利用の物件につきましても、紙媒体でのご提出をお願いいたします。

届出申請には、下記の手数料が必要となります。

木造壁量計算等（壁量判定・四分割法・N値計算）、または構造計算に係る構造審査	¥15,000
省エネ基準省令に基づく審査 【戸建て住宅の場合】	¥5,000
省エネ基準省令に基づく審査 【共同住宅の場合】	¥32,000 + 住戸数×¥5,000